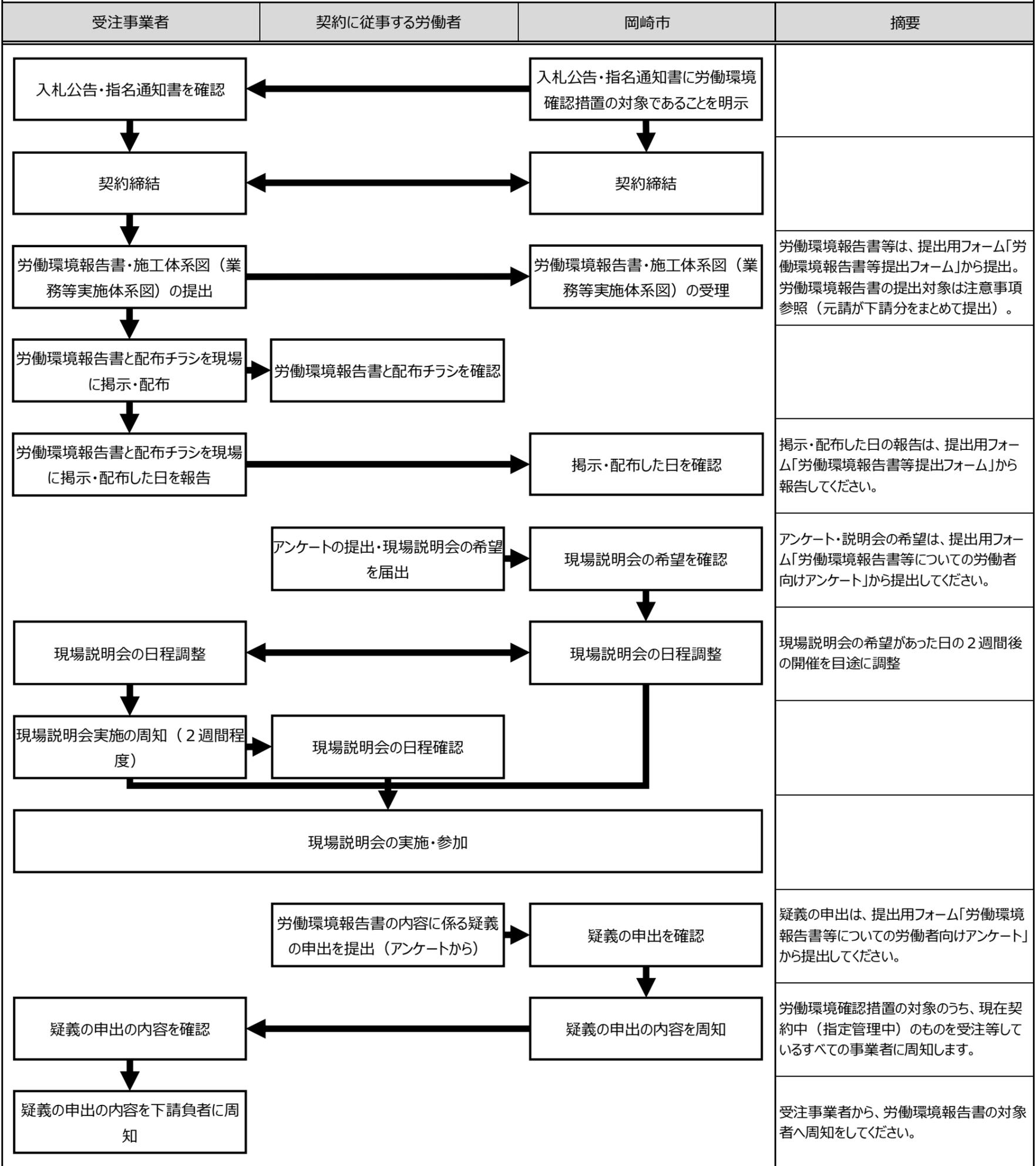


入札の場合の事務フロー

注意事項

労働環境報告書の提出対象者は、以下のとおりです。

- ・元請事業者
- ・契約金額50万円以上の下請負者
- ※一人親方（個人事業主）と、契約金額50万円未満の下請負者は提出不要
- ※単価契約の下請負者の場合、予定数量に基づく予定総額が50万円未満の場合は提出不要
- ※施工体系図又は業務等実施体系図に記載しない者は提出不要
- ※下請分の報告書は元請がまとめて市に提出してください。



備考

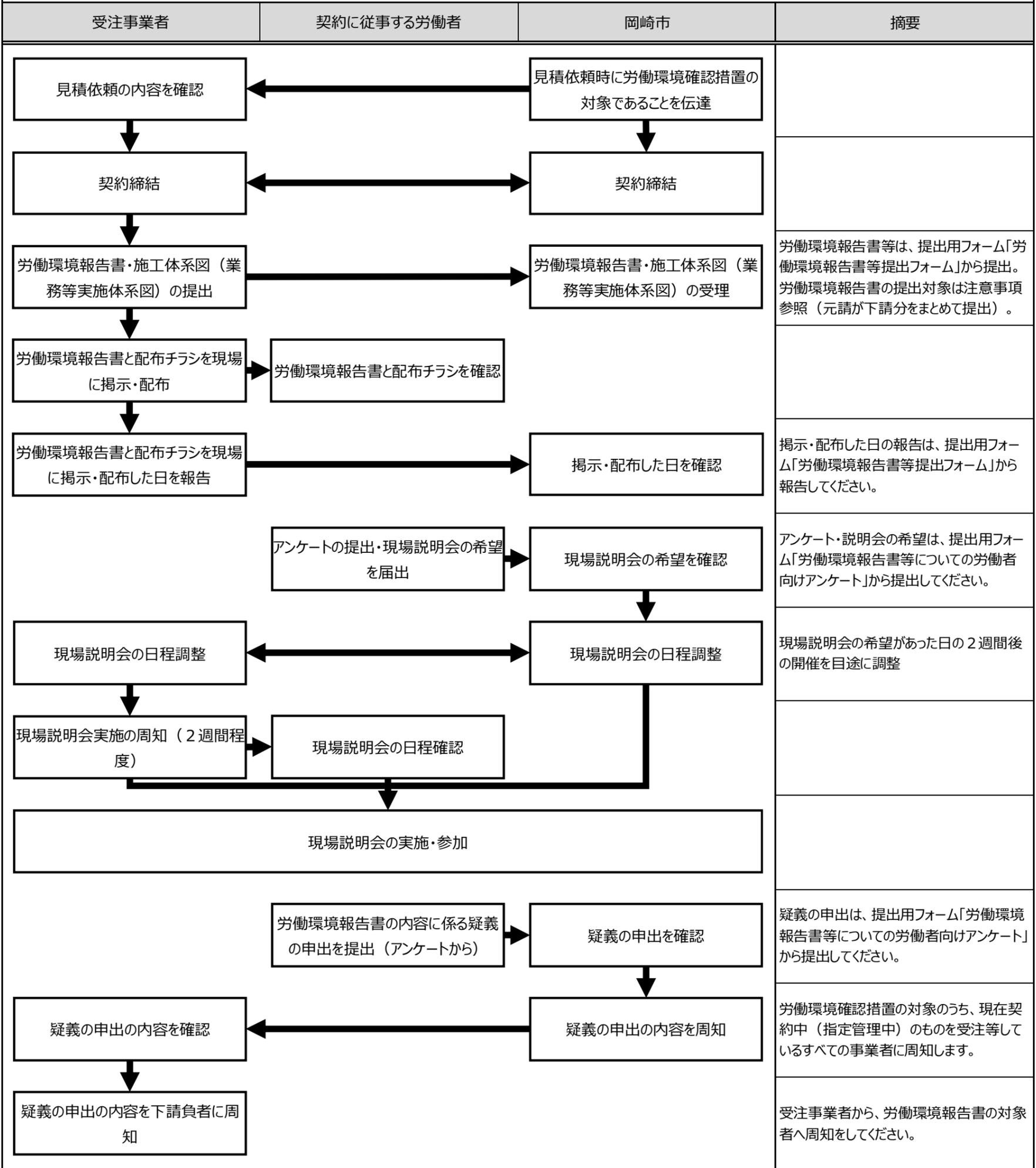
提出用フォーム「労働環境報告書等提出フォーム」：URL <https://tzk.graffer.jp/city-okazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/keiyaku-01>
 提出用フォーム「労働環境報告書等についての労働者向けアンケート」：現場等に掲示・配布された「配布チラシ」からアクセスしてください。

随意契約の場合の事務フロー

注意事項

労働環境報告書の提出対象者は、以下のとおりです。

- ・元請事業者
- ・契約金額50万円以上の下請負者
- ※一人親方（個人事業主）と、契約金額50万円未満の下請負者は提出不要
- ※単価契約の下請負者の場合、予定数量に基づく予定総額が50万円未満の場合は提出不要
- ※施工体系図又は業務等実施体系図に記載しない者は提出不要
- ※下請分の報告書は元請がまとめて市に提出してください。



備考

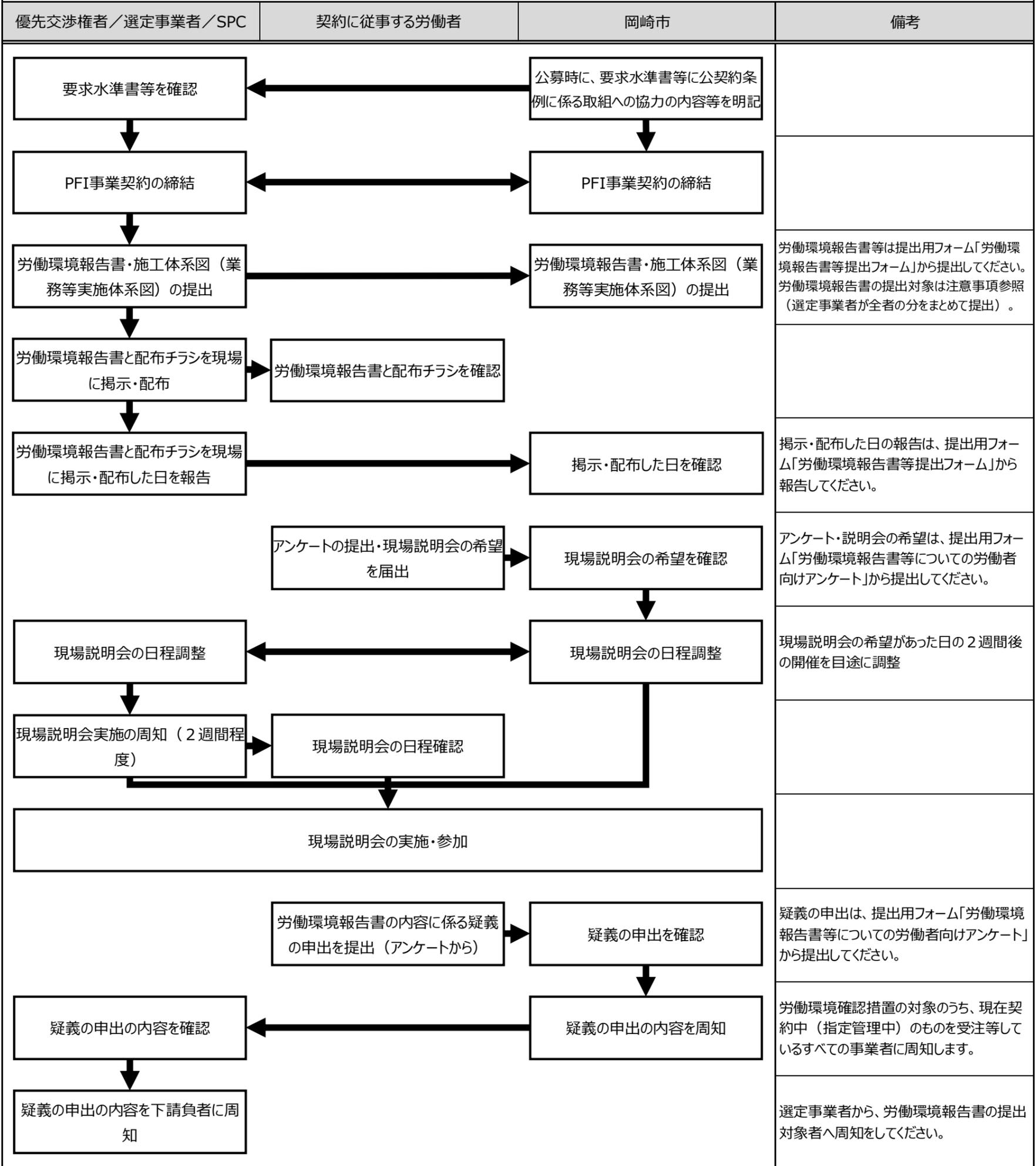
提出用フォーム「労働環境報告書等提出フォーム」：URL <https://ttzk.graffer.jp/city-okazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/keiyaku-01>
 提出用フォーム「労働環境報告書等についての労働者向けアンケート」：現場等に掲示・配布された「配布チラシ」からアクセスしてください。

PFI事業の契約の場合の事務フロー

注意事項

労働環境報告書の提出対象者は、以下のとおりです。

- ・選定事業者
 - ・工事の請負（契約金額1億5,000万円以上）を受注した者
 - ・上記工事に係る契約金額50万円以上の下請負者
 - ・業務の委託（契約金額1億5,000万円以上）を受注した者
- ※一人親方（個人事業主）と、契約金額50万円未満の下請負者は提出不要
 ※単価契約の下請負者等の場合、予定数量に基づく予定総額が50万円未満の場合は提出不要
 ※施工体系図又は業務等実施体系図に記載しない者は提出不要
 ※選定事業者が全者の労働環境報告書をまとめて市に提出してください。



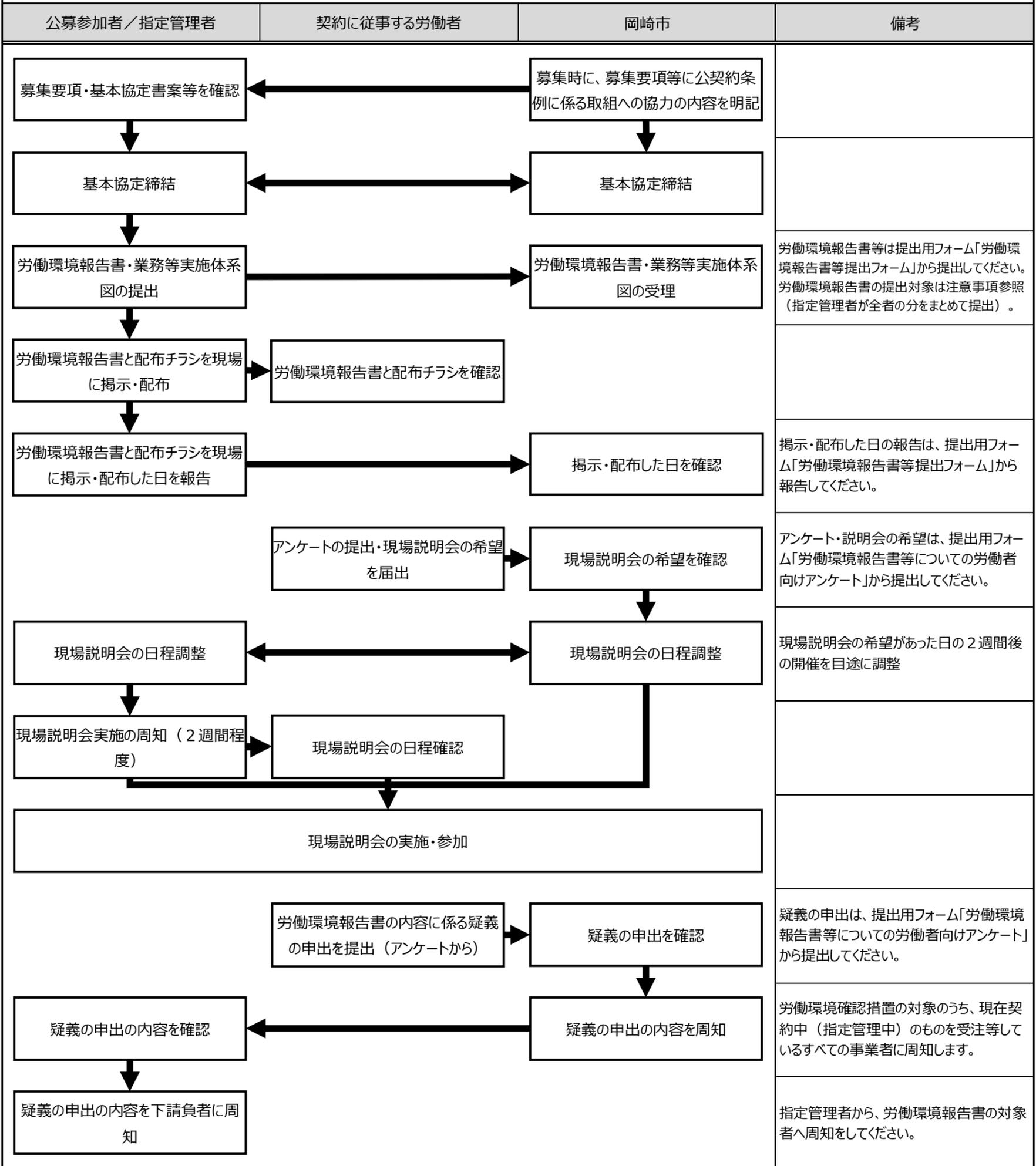
備考

提出用フォーム「労働環境報告書等提出フォーム」：URL <https://ttzk.graffer.jp/city-okazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/keiyaku-01>
 提出用フォーム「労働環境報告書等についての労働者向けアンケート」：現場等に掲示・配布された「配布チラシ」からアクセスしてください。

指定管理の場合の事務フロー

注意事項

労働環境報告書の提出対象者は、以下のとおりです。
 ・指定管理者
 ・業務の委託（契約金額1億5,000万円以上）を受注した者
 ※一人親方（個人事業主）は提出不要
 ※業務等実施体系図に記載しない者は提出不要
 ※指定管理者が全者の労働環境報告書をまとめて市に提出してください。



備考

提出用フォーム「労働環境報告書等提出フォーム」：URL <https://ttzk.graffer.jp/city-okazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/keiyaku-01>
 提出用フォーム「労働環境報告書等についての労働者向けアンケート」：現場等に掲示・配布された「配布チラシ」からアクセスしてください。